令和３年第３回三股町農業委員会総会議事日程

令和３年３月２９日（月）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第６号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　報告第７号使用貸借の合意解約について

日程第５　　報告第８号利用権設定借受候補者（推薦農業者）の取下げ願いについて

日程第６　　議案第１３号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第７　　議案第１４号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

日程第８　　議案第１５号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第９　　議案第１６号令和２年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第10　　議案第１７号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

日程第11　　議案第１８号事務職員異動辞令の承認について

令和３年第３回三股町農業委員会総会審議結果

日程第６

議案第１３号農地法農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　３　）

日程第７

議案第１４号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

可決（　１　）

日程第８

議案第１５号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　６　）

日程第９

議案第１６号令和２年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（　１　）

日程第１０

議案第１７号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　５９　）

日程第１１

議案第１８号事務職員異動辞令の承認について

可決（　１　）

令和３年第３回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　３月２９日（月曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　９時００分開会

３．会期日程　３月２９日（月曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
２番委員	上水　広志
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

農地利用最適化推進委員　　兒玉　道郎

欠席者なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局　局　長
事務局　課長補佐
事務局　係　長
事務局　主　事

（一　　同　　礼）

開　会　　9時00分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。では、会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
それでは、ただ今から令和３年第３回三股町農業委員会総会を開催いたします。
尚、本日は新型コロナウイルス感染防止対策から、時間を短縮して、議事を進めていきたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第２条第５号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し第３ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に５番委員の馬渡芳文さんと１番委員の小倉休幸さんを指名いたします。続きまして日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３報告第６号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第６号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 30 件 44 筆 43,461 ㎡、うち田が 35 筆 31,228 ㎡、畑が 9 筆 12,233 ㎡でございます。
詳細については総会資料 3 頁 49 番から 8 頁 78 番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。ないようですから、次の報告に進みます。
日程第４報告第７号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第７号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 4 件 5 筆 4,564

㎡で、田が 3 筆 2,753 ㎡、畑が 2 筆 1,811 ㎡でございます。詳細につきましては、総会資料 10 頁 15 番から 18 番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の報告に進みます。日程第５報告第８号推薦農業者取下げ願いについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第８号推薦農業者取下げ願いについてであります。今回２名の方から取下げ願いが提出されております。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。詳細については総会資料の 11 頁のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の議案に進みます。日程第６議案第１３号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１３号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてであります。合計 3 件 9 筆 7,459 ㎡、田が 3 筆 2,629 ㎡、畑が 6 筆 4,830 ㎡でございます。詳細について担当が 3 件続けてご説明いたします。

事務局
議案第１３号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料 13 頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。
受付番号 14 番、受付年月日：令和 3 年 3 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字中原〇〇〇〇番〇他 5 筆、地目：畑、合計面積：4,830 ㎡です。こちらは親子間による生前贈与に伴う所有権移転となっております。

続きまして、受付番号 15 番、受付年月日：令和 3 年 3 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字天木野〇〇〇〇番〇，地目：田、面積：525 ㎡です。こちらは渡人の労力不足による所有権移転売買となっております。

最後に受付番号 16 番、受付年月日：令和 3 年 3 月 10 日、受人：株式会社　〇〇〇

○、渡人：○○○○、申請地：長田字御崎原○○○○番○他１筆，地目：田、合計面積：2,104 ㎡です。こちらは渡人の農業廃止による所有権移転売買となっております。以上３件とも農地法第３条第２項第各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。また、○○○○さんの今回の取得後の農地の利用につきましては、杉の苗場として利用するということです。杉の苗場として農地法に基づく農地に植栽しても問題はないということですが、ただ、そのまま森林化する場合には、今後転用申請が必要になりますので、○○○○さんの方で地域の方向けに看板等を設置して、あくまでも杉の苗場として活用していますということをご案内していただくということになっています。以上です。

議長（溝口良信）

それでは、担当委員の説明をお願いします。

２番委員（上水広志）

受付番号14番は３月24日に第２ブロック委員４名で現地確認及び聴き取り調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。こちらは親子間による生前贈与ということです。受人は30年来農業をされておりまして、里芋やらっきょう等の露地野菜を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。利用要件、従事要件、調和要件等を特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号15番は３月25日に第３ブロック委員３名で現地確認及び電話による本人への聴き取り調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は○○在住で水稲を中心に農業経営をされています。農業に従事する人は奥さんと二人です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件を特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号16番は３月25日に第３ブロック委員３名で現地確認及び電話による本人への聴き取り調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は○○在住で水稲を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。申請地は現在耕作されていない状態でした。先程、事務局の説明がありましたが、受人は申請地を杉の苗場として利用されます。農地を有効利用するための所有権移転です。利用要件、従事要件、調和要件を特に問題ないものとして許

可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、受付番号 14 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 14 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 15 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 15 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 16 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 16 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第７議案第１４号農地法第４条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１４号農地法第４条の規定による許可申請の承認についてであります。合計 1 件 1 筆 1,117 ㎡、田が 1 筆 1,117 ㎡であります。詳細については担当がご説明いたします。

事務局
議案第１４号農地法第４条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の 15 頁及び別冊の航空写真も合わせてご覧ください。
受付番号 7 番、受付年月日：令和 3 年 3 月 10 日、申請人：〇〇〇〇、申請地：長田字堂ノ下〇〇〇番，地目：田、合計面積：1,117 ㎡です。転用目的は山林です。こちらは第 2 種農地で許可要件をすべて満たしており許可相当と判断いたします。こちらは、すでに植林し山林として利用していますので追認申請になり、始末書が

添付してあります。以上です。

議長（溝口良信）
これについては私の方から説明いたします。
受付番号7番は3月25日に第3ブロック委員3名で現地調査確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。以前、申請人の父が転用のことを知らずに杉を植林されていて、今回土地を相続し転用の許可を取らずに植林していることに気づき追認申請に至ったものです。すでに植林されており、南側は町道、東側は林道であり農地とも隣接していないということで、雨水については地下浸透です。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号7番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号7番は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第８議案第１５号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１５号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計6件8筆4,803.57㎡、畑が8筆4,803.57㎡でございます。詳細について6件続けて、担当がご説明いたします。

事務局
ご説明いたします。総会資料の17頁から18頁をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。
受付番号14番、受付年月日：令和3年3月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇番〇、地目：畑、面積：823㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は貸家2棟及び貸駐車場です。こちらの農地は第一種低層住居専用地域にあたり、第3種農地です。こちらは許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号15番、受付年月日：令和3年3月10日、受人：〇〇〇〇、

渡人：○○○○○、申請地：餅原字中原○○○番○、地目：畑、面積：212 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は貸駐車場です。こちらの農地は第２種農地で許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。こちらはすでに駐車場として使用していることから追認申請になり、始末書が添付されております。

続きまして、受付番号 16 番、受付年月日：令和 3 年 3 月 10 日、受人：○　○○、渡人：○○○○、申請地：宮村字宇都○○○番○、地目：畑、合計面積：490.81 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅１棟です。こちらは第２種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 17 番、受付年月日：令和 3 年 3 月 10 日、受人：○○○○他１名、渡人：○○○○、申請地：樺山字藤尾○○○○番○、地目：畑、合計面積：417 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第２種農地で許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 18 番、受付年月日：令和 3 年 3 月 10 日、受人：株式会社○○○○○○、渡人：○○○○、申請地：蓼池字大原○○○○番○、地目：畑、面積：1,487 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は建売住宅５棟です。こちらの農地は第３種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 19 番、受付年月日：令和 3 年 3 月 10 日、受人：㈱○○○○○○、渡人：○○○○他１名、申請地：蓼池字上村○○○○番○他２筆、地目：畑、合計面積：1,373.76 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は駐車場（整備・修理に係る大型トラック２０台）です。○○○○-○につきましては、利用状況が山林のため始末書が添付されています。こちらの農地は第２種農地で許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）
それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

１番委員（小倉休幸）
受付番号 14 番は 3 月 24 日に第１ブロック委員２名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用の目的は貸家２棟と貸駐車場です。受人は申請地を新たに購入して、保育園、小学校、スーパー、病院等近くにあり住宅環境に最適なことから、貸家２棟を建築し、残りの土地に貸駐車場を計画されるものです。近隣地には土砂の流出防止ため、境界にブロック塀を設置し、生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水等は既設側溝へ排水します。特に問題なく許可

相当と判断いたしました。

３番委員（内村介貞）
受付番号 15 番は 3 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は現在〇〇〇〇〇〇の駐車場として利用されています。今回、転用をせずに使用していたため、渡人も高齢であり、渡人と親戚関係である受人に所有権移転をするものです。移転後はそのまま駐車場として使用するため、生活排水等は発生せず、雨水は地下浸透ということです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

５番委員（馬渡芳文）
受付番号 16 番は 3 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は未耕作の状態でした。転用目的は一般個人住宅です。周囲にはブロック塀を設置し、付近の土地及び農作物に影響の無いよう十分注意するということです。生活排水等は集落排水に接続し、雨水については雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

2 番委員（上水広志）
受付番号 17 番は 3 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用の目的は一般個人住宅です。受人は〇〇〇在住で借家生活をされていますが、住居が手狭になったため、生活に利便性の良い土地を検討され、申請地に二世帯住宅を建築されるものです。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は南側の既設側溝へ排水します。雨水についても既設側溝へ排水します。北側の隣接地に土砂の流出が無いようブロック塀を設置するということです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

3 番委員（内村介貞）
受付番号 18 番は 3 月 24 日に、第 4 ブロック委員 3 名で現地調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内外で建築等幅広く事業をされております。病院、スーパーなど生活に利便性があり、住宅環境の良い申請地に建売住宅 5 棟を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置して土砂の流出が無いようにし、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。雨水についても雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 19 番も 3 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇で〇〇〇〇〇〇〇や大型車のカードックサービスを経営されており、現在、大型車両の駐車スペース

として 13 台程駐車が可能ですが、多い時は 30 台程の依頼があるということで、新たな駐車場の確保及び規模拡大を図るための所有権移転です。駐車場として使用するため生活排水は発生せず、雨水は地下浸透です。特に問題ないものとして、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号 14 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 14 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 15 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 15 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 16 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 16 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 17 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 17 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 18 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 18 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 19 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 19 番は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第９議案第１６号令和２年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１６号令和２年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細については 3 月 24 日の全体協議会での委員報告と総会資料の 19 頁のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、議案第１６号令和２年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、令和２年度利用権借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 10 議案第１７号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１７号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 6 件 10 筆 14,247 ㎡、うち田が 4 筆 7,183 ㎡、畑が 6 筆 7,064 ㎡でございます。利用権設定については、合計が 53 件 116 筆 115,637 ㎡、うち田が 95 筆 81,470 ㎡、畑が 21 筆 34,167 ㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が 49 件 112 筆 110,491 ㎡、うち田が 95 筆 81,470 ㎡、畑が 17 筆 29,021 ㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 4 件、4 筆 5,146 ㎡、畑が 4 筆 5,146 ㎡でございます。

詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）
それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 21 頁 19 番から 22 頁 24 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 23 頁 158 番から 32 頁 206 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 33 頁 207 番から 210 番までとなっております。これについて皆さんから何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、総会資料の所有権移転に関する 21 頁 19 番から 22 頁 24 番まで、及び利用権設定に関する 23 頁 158 番から 33 頁 210 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、総会資料 21 頁 19 番から 22 頁 24 番まで及び 23 頁 158 番から 33 頁 210 番までについて承認することに決定いたしました。
続きまして日程第１１議案第１８号事務職員異動辞令の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１８号事務職員異動辞令の承認について、農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定により次の通り提案するものでございます。事務職員〇〇〇〇、農業委員会事務局事務局長補佐の併任を解く。事務職員〇〇〇〇、農業委員会事務局事務局長補佐兼係長に専任する。事務職員〇〇〇〇〇、農業委員会事務局農業委員会係係長の専任を解く。以上、3 月 24 日に内示がありましたので宜しくお願いします。

議長（溝口良信）
これについて、みなさんからご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから議案第１８号の農業委員会事務職員の異動について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第１８号については承認することに決定しました。

以上で本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第３回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉　会　10 時 00 分